# 医療機関にて抗原定性検査を行った場合の算定例

【例】診療・検査医療機関(福島県のホームページで公表)にて、初診患者(成人)に対して、新型コロナウイルス感染症の<u>抗原定性検査</u>を行い、確定診断後にコロナの症状に係る薬剤を処方した場合。

### (1) 診療状況

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・抗原定性検査を院内で行い、結果は陽性。
- ・検査結果をもとに、医師が COVID-19 と確定診断。
- ・COVID-19 の症状に対する A 薬剤を院外処方。

#### (2) 算定点数と公費負担医療適用の可否

- \*初診料(288点)→健康保険
- \*院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱)(300点)→健康保険
- \* 二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)(250 点)→健康 保険
- \* 救急医療管理加算 1 (診療報酬上臨時的取扱) (COV・外来診療) (950 点) →宿泊・自宅療養者の公費
- \*SARS-CoV-2 抗原検出(定性)(300 点) →検査の公費
- \*免疫学的検査判断料(144点)→検査の公費
- \*鼻腔・咽頭拭い液採取(25点)→健康保険
- \*処方箋料→宿泊・自宅療養者の公費
- \*一般名処方加算2→宿泊・自宅療養者の公費

#### (考え方)

- ① 検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費 28 が適用される。
- ② 検査を行い、確定診断を行った後のコロナに係る診療の費用 (上記の場合は救急医療管理加算1、 処方箋料、一般名処方加算2) の患者一部負担金分は、宿泊・自宅療養の公費 28070605 が適用され る。
- (宿泊・自宅療養者の公費よりも検査の公費が優先適用されるため「公費①|に検査の公費番号が入る)
- ③ 確定診断を行う前の診療に係る点数は公費が適用されないため、健康保険扱いとなり、患者一部負担金が発生する。
- ④ 救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱) (COV・外来診療) (950 点) を算定する患者が 6 歳未満の場合は「乳幼児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱) (外来診療・往診等)」(400 点) を、6 歳以上 15 歳未満の場合は「小児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱)(外来診療・往診等)」(200 点) をさらに算定できる。

## 【レセプト表示例】

